

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

(環境基本計画の策定)

本県では、平成7年3月に制定した「福井県環境基本条例」の基本理念に「地球環境の保全」等を位置づけ、この基本理念の実現を目指して平成9年3月に策定した「福井県環境基本計画」(平成15年1月改定)の中で、地球温暖化防止に向け、地域における温室効果ガスの排出抑制に取り組むこととしています。

(「福井県地球温暖化対策地域推進計画」の策定)

「福井県環境基本計画」に基づき、平成12年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、“平成22年度（2010年度）における温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）に比べて3%削減する”ことを目標に、これまで地域でできる地球温暖化対策に取り組んできました。

(温室効果ガス排出量の増加)

計画策定後、県内の温室効果ガスの排出量は年々減少していますが、平成15年度の温室効果ガス排出量は、平成2年度に比べて5.1%増加している現状にあり、目標達成のためには、一層の取組みが必要となっています。

(「京都議定書目標達成計画」の策定)

国は、平成17年2月16日の京都議定書発効を受けて、国際社会に約束した6%削減に向か、平成17年4月28日に「京都議定書目標達成計画」を策定し、対策の強化を図ることとしました。

(地球温暖化対策地域推進計画策定の義務)

平成17年2月16日に全面施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)の改正法では、県および市町村の努力義務として、京都議定書目標達成計画を踏まえた「地球温暖化対策地域推進計画」の策定を規定しています。

《地球温暖化対策推進法第20条》
「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」

(計画の改定)

こうした背景を踏まえ、現状の温室効果ガスの排出状況や地球温暖化対策の課題等を整理し、「京都議定書目標達成計画」で掲げられている対策等も踏まえ、本県の計画を改定し、本県の地球温暖化対策を一層推進します。